

幕末維新期の都市下層における高齢期対策

— 孝行・結婚 —

Measures for old age in the lower layers of the city during Bakumatsu Meiji Restoration period

— filial piety・marriage —

早川 雅子

Masako HAYAKAWA

Keywords : filial piety, Measures for old age, Bakumatsu Meiji Restoration period

キーワード：孝行、高齢期対策、幕末維新期

幕末維新期の江戸町方においては、老人や子どもなど社会的弱者の生活保障は、基本的に親族に委ねられていた。「親族による親族扶養の自己完結」である¹⁾。

当時、江戸町方住民の一般的家族形態は、夫婦と未婚の子どもたちから構成される、いわゆる核家族であった²⁾。この家族形態では、高齢者扶養が大きな問題になる。老親の介護や看取り、さらには自身の高齢期対策など、現代に共通する問題が山積する。しかも、親族扶養の自己完結を原則とする社会では、家族が引き受けねばならない。

このような問題意識のもと、江戸町方住民の高齢期対策を、人別帳データベース分析によって研究してきた。家持や地借など上中階層を対象にした研究では、経済力を前提にして高齢期の生活保障が成立すること、一定の資産のある階層が種々対策を尽くしても、経済力を保持し高齢期安泰をかなえた数は限られることを明らかにした³⁾。そうだとすれば、経済力に乏しい都市下層にとって、高齢期対策はさらに深刻な問題である。

本稿の課題は、幕末維新期の四谷塩町一丁目住民を対象に、都市下層における高齢期対策を明らかにすることである。具体的課題は、2点。第一の課題は、孝行に焦点を当てる。都市下層における孝行とは何かを定義した上で、孝行の実現状況をさぐる。第二の課題は、住民自身による高齢者救済方策である。社会福祉制度が貧弱な状況で、高齢者や扶養の担い手が講じた救済策を検討する。

具体的対象設定の前提として、誰が孝を行うのかという孝行の主体、そして高齢期対策の担い手について言及したい。幕末維新期の江戸町方住民における孝は、孝養にとどまらない。孝は、都市生活者が家族とともに生活する居所を築き、都市を生き抜くために必要とした生きかたの総体であり、家族（世帯構成員）の協働によって成し遂げるものである⁴⁾。したがって、

高齢期対策は、世帯構成員全員に課せられた課題である。親も子も皆が、世帯の維持や高齢期の安泰に参画するのである。

こうした観点から、さまざまな世帯構成員の取り組みとして、高齢期対策を多角的に考察するために、考察対象を有配偶高齢者世帯に設定する。有配偶高齢者世帯とは、調査時点において、夫婦揃って健在であり、かつ、夫婦二人、あるいはその一方が51歳以上の世帯である。夫婦二人のみの世帯、夫婦と未婚の子供たちの世帯、夫婦とその親や親族、あるいは子ども夫婦などが同居する世帯が該当する。また、自身で世帯を構えるのではなく、別人の世帯に同居する夫婦（と子供たち）も含まれる。

資料は、江戸東京博物館所蔵『四谷塩町一丁目人別書上』である。14年間8年度分の記録をデータベース化した「人別帳データベース」を使用する。ただし、今回の分析方法には、一考を要した。

都市下層の特徴は、頻繁な移動にある。彼らにとっての江戸定着とは、江戸の域内を移動しながら暮らすことで、一つ所に居を定めることではない。この特徴は、分析方法を制約する。すなわち、長期の追跡調査を困難にするのである。都市下層の調査では、調査期間よりも、調査世帯数という量が重要になる。

そこで本稿では、安政4年度から明治3年度までの14年間のうち8年度、8部の人別帳から対象世帯を抽出、世帯構成や在住期間における世帯構成員の異動などの動静を、世帯ごとに調査する。対象世帯の中には、5年10年といった比較的長期の追跡が可能な世帯もあれば、在住期間1年にも満たない世帯もある。それらすべてのデータを蓄積し、世帯構成、年齢、職業、動静などの分析を通して、都市下層高齢者世帯の特性、孝行の実行状況、高齢者救済方策を考察する。

1. 都市下層高齢者

1.1 本稿における〈高齢者〉

本稿における〈高齢者〉とは、肉体的、精神的な衰えが現れる時期、すなわち老年期にある者とほぼ同義である。そもそも高齢者は、文字通り年齢の高い者を意味し、人生の諸段階を表す社会的範疇「老人」に対して、年齢に着目した呼称である。もちろん、老人の規定に年齢意識は深く関わっており、『日本国語大事典』で「高齢者」を引くと、「年老いた人。年寄。老人」とあり、老人とほぼ同義の説明がみられる。本稿で〈高齢者〉〈高齢期〉を用いるのは、年齢を基準にして考察対象を設定したことによる。

そこで、高齢者の年齢である。近世日本における高齢者、あるいは高齢期の年齢区分は、60歳前後をもって一つの基準に設定することが多い。日本医療社会史研究では、新村拓が古代から明治までの年齢区分を通観し、「40歳を初老とし、60歳前後を老年期とみなすことが古代以来、現代に至るまでたいした変化もなく続いていた」という⁵⁾。また、歴史人口学では、61歳

以上を高齢期に設定して、高齢期人口の割合を算出している⁶⁾。その成果を総括すると、幕末維新期の都市における高齢期人口の割合は、5%前後から10%未満とみることができる。

【表1】は、安政4（1857）年4月における四谷塩町一丁目（以下、塩町一丁目）の年齢階級別人口構成である。年齢階級が1歳から始まるのは、人別帳の年齢表記が数え年だからである。61歳以上の人口をみると、その数43人（男性25人・女性18人）、人口比率は約6.0%、幕末維新期の都市社会の水準内にある。この6.0%という数値は、塩町一丁目住民、ひいては幕末維新期の都市住民の人生観に、一定の重みを与えていたと思われる。人口比率6.0%という数値は、61歳が誰でも到達できる年齢とはいえないことを示すからである。

【表1】をみると、人口は51歳を超えた頃から急減する。年齢階級ごとの人口比率は、51歳～55歳が20%、56歳～60歳が約10%、61歳以上が約6%と、5年ごとに半減していく。そして、61歳を過ぎる頃から人口減は一段と進み、71歳を超えた者は僅か10人にすぎない。当時の人々にとって、61歳の還暦から後の10年が人生の最終期だったといえよう。

このような人口動態から、老い支度にかかる年齢は60歳代よりも早いと推考できる。そこで着目したいのが、51歳前後という年齢である。この頃を境にして同輩が漸次亡くなっていくという現実、それを目にする者に自らの老いや死を肌で感じさせたに違いない。この意味で、51歳前後を老境への入口、老い支度を始める節目の時期と捉えることができるだろう。こうした観点から、考察の対象を老い支度を始める年齢にまで広げ、〈高齢者〉の年齢を、51歳以上に設定したい。

1. 2 高齢有配偶世帯の特徴

【表2】は、塩町一丁目人別帳に記録された店借階層の高齢有配偶世帯の集計表である。該当世帯は、調査時点において、夫婦揃って健在であり、かつ、夫婦二人、あるいはその一方が51歳以上の世帯である。人別帳8部8年、それぞれの年度において塩町一丁目に在住した該当世帯数を、年度別に集計している。

また、【表2】には、年齢階層別集計の他に、ハメル-ラスレット分類法に準じた家族形態の分類集計も附した⁷⁾。ハメル-ラスレット分類法では、有配偶世帯は3つに類型化される。基本ユニットは、夫婦と未婚の子どもたちから成る世帯で、〔類型3〕単純家族世帯という。〔類型3〕に同居が加わった型式が、〔類型4〕拡大家族世帯、〔類型5〕多核家族世帯である。〔類型4〕は単身親族（オジ・オバ、オイ・メイ、イトコなど）との同居⁸⁾、〔類型5〕は、親

【表1】 安政4（1857）年
年齢階級別人口構成

単位：人

年齢階級	男	女
1-5	15	19
6-10	21	38
11-15	35	24
16-20	39	41
21-25	32	22
26-30	44	35
31-35	37	30
36-40	26	24
41-45	32	27
46-50	18	26
51-55	30	23
56-60	19	22
61-65	11	7
66-70	10	5
71-75	3	1
76-80	1	3
81-	0	2
小計	373	349
合計	722	

【表2】 年度別 店借有配偶高齢者世帯数
単位:世帯

() は、全階層有配偶高齢者世帯数の合計

安政4(1857)年度 (59世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	3		10		1	1	15
56～60	3	1	4				8
61～65			1		1		2
66～70	1	1			2		4
71～75			1				
76～				0			
合計	7	2	16	0	4	1	30

元治2(1865)年度 (42世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	2	1	7				10
56～60	1		5		2	1	9
61～65	1	1			2	1	5
66～70		1				1	2
71～75							0
76～							0
合計	4	3	12	0	4	3	26

文久元(1861)年度 (56世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	2	1	8	1		1	13
56～60	1		3		2	2	8
61～65	1		4	1			6
66～70			1		1		2
71～75	1		2				3
76～							0
合計	5	1	18	2	3	3	32

慶応3(1867)年度 (41世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	2		5	1			8
56～60	1		3	1	3		8
61～65	1		4			1	6
66～70			1			1	2
71～75							0
76～							0
合計	4	0	13	2	3	2	24

文久2(1862)年度 (47世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	1		3	1			5
56～60	2	1	4			2	10
61～65			4	1		1	6
66～70					1		1
71～75	1	1	1				3
76～	1						1
合計	5	2	12	2	1	3	26

明治2(1869)年度 (44世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	3		7		1		11
56～60			3			1	4
61～65	1		3	1			5
66～70		1					1
71～75					1		1
76～							0
合計	4	1	13	1	2	1	22

文久3(1863)年度 (44世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	1	1	4				6
56～60	2	1	4			2	9
61～65			2		3		5
66～70				1			1
71～75							0
76～	2		1				3
合計	5	2	11	1	3	2	24

明治3(1879)年度 (35世帯)

年齢(歳)	3a	3ba	3bb	4	5	同居	計
51～55	2		4				6
56～60			3	1			4
61～65			2				2
66～70		1					1
71～75					1		1
76～							0
合計	2	1	9	1	1	0	14

子二世代夫婦世帯の同居など、親族関係で結ばれた複数の家族世帯との同居である。〔類型3〕の下位分類には、夫婦二人世帯（3a）、夫婦と未婚の子どもたちの世帯（3b）、一人親と未婚の子どもたちの世帯（3c、3d）がある⁹⁾。本調査では3bを細分化、世帯主が未婚の子ども世帯（3ba）、世帯主が父親の世帯（3bb）とした。

店借階層、すなわち都市下層の高齢有配偶世帯の特徴は、家族形態の分類集計から読み取ることができる。その第一の特徴は、〔類型3〕単純夫婦世帯の比率の高さである。各年度とも7割超、なかには8割超の年度もある。当然のことながら、それに比例して、〔類型5〕多核家族世帯は少ない。都市下層における高齢者有配偶世帯の大半は、高齢夫婦二人、あるいは高齢夫婦と未婚の子どもたちという構成である。

前者、高齢夫婦二人世帯の高齢期対策については、既に別稿で論じた¹⁰⁾。流動性が高いため追跡調査は難しいが、一二の例外を除いて、夫婦二人暮らしのまま世帯構成は変わらない。その職業の多くは其の日稼ぎで、老後の対策を講ずるゆとりがないというのが実情であろう。一二の例外とは、養子取りである。余生の安穩や看取りを目的とした養子取りは、都市下層における高齢期対策の一つに数えることができる。この養子取りについては、後述する。

後者、高齢夫婦と未婚の子どもたちの世帯では、世帯主が父親という形態（3bb）が大多数を占める。未婚の子どもが世帯主に就くというケースは、むしろ例外といえる。【表2】をみると、60歳代どころか、70歳代の世帯主も存在する。父親は世帯主として、60歳過ぎの最晩年を過ごすのである。したがって、子どもが世帯主に就くのは、父親を看取った後ということになる。実際、調査対象世帯において、父親が存命中に子どもに世帯主を委譲した事例は1例のみである。このように高齢期においても父親が世帯主の地位に留まるという事実は、都市下層においては親が子に世帯主を委譲するという形式での世代交代が少ないことを示している。この世代交代の少なさが、都市下層高齢者有配偶世帯の第二の特徴である。

高齢夫婦と未婚の子どもたちの世帯とは、文字通り、高齢夫婦と同居する子どもが独り身であることを意味する。子どもは、結婚の機会がないまま親を看取り、看取りの後に自分の人生を設計することになる。その年齢が壮年に差し掛かる頃であれば、設計の幅は狭く、行く末は厳しいものになる。世代交代が少ない点、そして、同居する子どもが未婚という点は、家持・地借といった上中階層との大きな相違である。

世代交代に関しては、安政4（1857）年4月在住世帯182世帯を対象にして調査した¹¹⁾。調査によれば、世代交代を成し遂げたのは25世帯、居住階層はすべて家持・地借という上中階層であった。上中階層の世代交代には、親から子への世帯名義の委譲、家業経営体の相続という二つの要素が含まれていた。何らかの家業経営体を備えている上中階層では、世代交代を目的に様々な戦略を立てる。例えば、後継に相応しい者の絞り込み、家業の仕込み、嫁取り・婿取りなどで、親世代は存命中に、これらを着実に進め、結果を見届けるよう努めていた。計画通りに事が運ぶことは難しいが、25世帯は世代交代を達成したのである。

もちろん、都市下層の場合、家業経営体の継承という意味での世代交代は望むべくもなからう。しかし、高齢の父親が世帯主の地位に留まる、同居する子どもが未婚という事実からは、家業存続を目的とした後継育成は無論のこと、世代継承への意志すら読み取ることは難しい。意図的な世代交代が少ない、あるいは、世代交代をするだけの力がないのである。

2. 孝行の現実

2.1 看取り

都市下層における孝行とは何だろうか。その日暮らしの生活では、家職や家産の継承といった近世的な孝行は到底かなわない。また、老親の満ち足りた余生を請け合う程の経済的な余裕はなからう。考察の前提として、都市下層における孝行の指標を定めておかねばならない。

ここでは、孝の本質という観点から、二つの指標を挙げる。第一の指標は、〈看取り〉である。看取りとは、老年の最終期、還暦の後の数年間、老親の傍らで暮らし、その最期を看取るという行為である。看取りは、孝の本質、すなわち血の連続性を体認する場でもある。手厚い介護には及ばずとも、最期の看取りならば可能であろう。

第二の指標は、〈看取る者の保証〉である。看取る者にも、確実に高齢期は訪れる。看取る者の保証とは、看取る者が自身の将来を展望することができる保証である。逝く者も、看取る者の行く末を見届けてこそ、安んじて最期を迎えることができよう。それもまた、血の継承存続という孝の本質に通ずる。

これら二つの指標をみたしてこそ、孝行は完遂されたといえるだろう。しかし、都市下層における高齢世帯の特徴から、〈看取る者の保証〉は、その実現が容易ではなからうと推量される。むしろ、〈看取る者の保証〉が困難であること自体が、都市下層における孝行の実態だといえる。そこで、第二の指標の検討では、第一の指標を満たした世帯を中心に調査対象を絞り、孝行完遂の可能性をさぐりたい。まずは、第一の指標〈看取り〉の実態から検討に入ろう。

〈看取り〉を確認する観点設定には、工夫を要する。頻繁な移動を特徴とする都市下層のなかで、看取りの事実を確認できる事例は稀だからである。そこで、〈看取り〉を確認する観点に、〈看取りの事実〉に加え、〈看取りの可能性〉を設定する。看取りの可能性は、看取りの遂行を期待できる者、多くの場合は子ども（含、養子）との同居からさぐることができる。もちろん、同居しているからといって、誰でも看取りが遂行できるとは限らない。看取りには、少なくとも、看取られる者と看取る者、この両者の生活を賄うだけの能力が前提となるからである。看取りの遂行を期待できるのは、ある程度の社会的経済的自立を果たした子どもに限られる。

問題は社会的経済的自立を弁別する基準であるが、その一つに結婚年齢を挙げたい。結婚して世帯をもつことは、社会的経済的自立を評する一つの尺度といえる。調査対象世帯の子どもには未婚が多いが、一般的な結婚年齢から社会的経済的自立レベルを推し量ることはできよう。

【表3】は、塩町一丁目の年齢階級別有配偶率で、文久1（1861）年度から文久3（1863）年度まで3年間の平均をとった値である。有配偶率は、男女間で約5年のずれがあるものの、いずれも30歳代には60%を超える。看取りの経済的主力となる男性の有配偶率をみると、26歳～30代で40%に急上昇、31歳以降は60%超が続く。男性の場合、30歳代前後から30歳代前半までが、いわゆる結婚適齢期に相当するといえる。塩町一丁目住民の一般的傾向として、30歳過ぎという年齢が自立の頃合とみてよいだろう。この点に着目して、看取りの遂行を期待できる基準、つまり社会的経済的自立を判ずる基準として、31歳という年齢を設定したい。すなわち、調査時において31歳前後以上、もしくは、親が61歳の還暦を過ぎる頃に31歳前後になる子どもを、看取り遂行の可能性を有する子どもと見なすことにする。

〈看取り〉の調査では、看取りを担う子どもの年齢の他に、世帯構成の変化、世帯構成員の行動などから検討の観点を抽出した。その観点は、①年齢、②継続居住、③世帯縮小、④養子、⑤引取り、⑥看取りの6点である。①～⑤は、〈看取りの可能性〉を検討するための観点で、いわば看取り実現に求められる要件である。⑥は、〈看取りの事実〉そのものを検討する観点である。

調査世帯数は8年度合計95世帯。該当世帯が人別帳に現れた年度から追跡調査を始め、6つの観点について検討した結果、看取りの指標を満たした世帯数は22世帯となった。【別表1】は、〈看取りの事実〉を確認した世帯、〈看取りの可能性〉を有すると判じた世帯の一覧表である。なお、検証結果の欄中⑦世代交代、⑧結婚は、第二の指標〈看取る者の保証〉を検討するため観点である。

表中いくつかの項目を説明しよう。「年度」とは、該当世帯が初めて人別帳に現れた年度を表す。夫婦どちらかが51歳以上の世帯が転入して来た年度の場合もあれば、それまで居住していた世帯の夫婦どちらかが51歳になった年度の場合もある。「登録」は、該当世帯が人別帳に登録された年度、つまり塩町一丁目居住を開始した年度。「最終」は、世帯名が人別帳上に載った最後の年度で、登録から最終までが町内在住期間となる。「年齢」は、最終年度における親の年齢（町外転出以前に死亡した場合、死亡時の年齢）。「子年齢」は、最年長の子どもの性別と年齢である。「家族形態」は、最終年度における家族形態で、表記はH-L分類法に準じている。

看取り8要件の検討結果は、記号 [○●△] で表した。要件を満たせば [○]、要件を満たさない場合は空欄とした。[●△] の意味は、事例を挙げて説明したい。事例説明では、No.1

【表3】 四谷塩町1丁目
文久1年～文久3年平均有配偶率
単位：%

年齢階級	男性	女性
1-5	0	0
6-10	0	0
11-15	0	0
16-20	0	9.1
21-25	8	45.7
26-30	41.7	61.3
31-35	62.6	69.9
36-40	69	66.4
41-45	74.6	62.1
46-50	69.6	75.9
51-55	77.9	77.4
56-60	82.2	73.8
61-65	91.7	47.2
66-70	48.3	5.6
71-75	45	0
76-80	50	0
81-	0	0

〔1016・松五郎〕のように、No.□〔家番号・父親名〕の形式を用いことにする。以下、検討結果を詳述しよう。

①**年齢**：年齢は、看取りを担うと目される子どもの年齢、つまり看取り遂行の可能性を判ずる観点で、前述の年齢基準である。その基準、看取り人である子どもの年齢が31歳前後以上とは、すなわち親世代の結婚年齢が30歳前後だったことを意味する¹²⁾。

江戸町方住民にとって、結婚のタイミングは高齢期安泰のための重要なポイントである。男親の場合、20歳代後半、遅くとも30歳代前半までの期間である。このタイミングで生まれた子どもは、順調にいけば、50歳代を迎える頃に20歳代に成長する。つまり、年齢基準に適合するのである。

高齢期前半の50歳代に20歳代の子どもの同居する利点は大きい。上中階層で世代交代を成し遂げた世帯では、この時期に後継者の育成や結婚を進め、高齢期後半60歳前後で家督を譲っている。下層においては、世代交代はかなわぬとしても、一つ世帯に50歳代と20歳代、二人以上の働き手が居ることになる。働き手が増えれば、稼ぎ高も増える。経済的ゆとりは、高齢期後半60歳代の安泰、そして看取り実現への展望を開くことに通ずるだろう。

しかしながら、江戸町方住民、取り分け下層にとって、年齢基準到達はなかなか難しい。30歳代前半までに世帯を持ち、それを高齢期まで維持しなければならないのである。所与の資力を持たない者が世帯を維持するためには、勤勉ばかりではない、時には幸運、さらに子どもの早世や災害など予期せぬ偶然を克服する意志、なによりも自助努力が求められる。それが容易ではないことは、年齢基準に適合する世帯数19が物語っている。

年齢の検討で、空欄の世帯、僅かに及ばない〔△〕が付いた世帯がある。No.1、No.2、No.5、No.7、No.16、No.19の6世帯である。これら6世帯のうち、No.19を除く5世帯は②継続居住、No.19は⑤引取を充足する。⑤引取については後述とし、②継続居住から説明しよう。

②**継続居住**：塩町一丁目人別帳8年度8部は、安政4（1857）年4月から明治4（1871）年3月までの14年間の記録である。②継続居住とは、安政4年4月時点で居住しており、明治4年3月まで転出しなかった、つまり14年間以上の継続居住をいう。

江戸町方住民の移動は頻繁で、移動性の高さを特徴とする店借は無論、地借や家守ですら長期の継続居住は決して多くはない¹³⁾。塩町一丁目の場合、店借において14年間の継続居住を果たしたのは、No.1、No.2、No.5、No.7、No.16の5世帯のみである。14年以上にわたる継続居住は、一つ所に居を定め、生活を築かんとする意志、いうならば上昇志向の表れだと解釈される。こうした意志は、上述した年齢基準到達をめざす意志と通底しており、5世帯の動きには看取りの可能性を認めることができる。以下、事例に基づいて検証したい。

No.2、No.7、No.5には、共通点がある。No.2〔1038・鎌吉〕、No.7〔1161・松五郎〕の2世帯は、長子が早世しており、長子存命であれば、①年齢基準もみたしている。要するに、結婚

年齢が若いのである。次子も成人しており、鎌吉56歳の次子が24歳、松五郎54歳の次子が23歳、看取りができる年齢である。鎌吉の次子は、13の歳から駿河町三井八郎右衛門方へ奉公、24歳まで奉公住を続けている。

No.5 [1144・松五郎] は、世帯を挙げて相模国から転入、塩町一丁目に定着した。14年の間に、同道した父親を看取り、娘を嫁に出している。3人息子の末子を亡くしており、松五郎夫婦と息子二人の世帯である。この世帯でも、次子を麴町5丁目家持五郎兵衛方へ奉公に出している。

以上3世帯は、成人の働き手が複数おり、ある程度の経済的なゆとり、あるいは蓄えを見込むことができる。息子の奉公先は正業で、世帯や子どもの将来を見据えて奉公に遣ったと思われる。実入りのよい雑業を渡り歩くのが普通という都市下層にあって、堅い奉公先と確実な収入は貴重である。3世帯の動きからは、堅実で計画的な世帯経営を読み取ることができる。

No.16 [1030・清吉] は、居住階層を上げ、職業も変更する。文久2年に店借から地借になり、明治3年には日雇稼から雑菓子商に商売替えした。安政4年当時41歳の店借日雇稼の清吉は、10年余を掛けて地借雑菓子商になったのである。その着実な営みに、生活向上意識や定住志向を認めることができる。明治3年、清吉は55歳、娘とりは16歳と若い。しかし、娘の若さを補い、世帯を継続する方策はある。たとえば婿養子取りなどで、清吉の経歴はその可能性の高さを保証すると思われる。

No.16 [1030・清吉] とNo.1 [1016・松五郎] は、②継続居住に加え、③世帯縮小にも適合する。

③世帯縮小：世帯縮小とは、子どもの数の絞り込み、同居人の転出などによって世帯規模を縮小させることをいう。この縮小は、偶然による死亡、あるいは窮余の口減らしではなく、意図的な点の特徴とする。つまり、世帯の堅持、高齢期の安泰など、何らかの意図をもって規模を縮小するのである。その方法には、嫁遣り、養子遣り、奉公遣り、分家などがある。

意図的な世帯縮小は、上中階層においても世代継承を果たす要件の一つである。もっとも、上中階層の場合は、家の維持存続が目的で、家業の経営規模に合わせて世帯縮小が行われる。下層の場合は、そもそも目的を立てること自体が意義深い。成行きに任せるのではなく、自らの高齢期を見通して立てた人生設計だからである。

世帯縮小はいつかの世帯で確認できるが、特にNo.1 [1016・松五郎] の世帯縮小は、まさに意図的である。安政4年4月、松五郎51歳と妻46歳との間には、息子2人（26歳15歳）と娘4人（29歳17歳11歳8歳）の6人の子どもがいた。文久1までに忰26歳が転出した他、慶応3年まで世帯構成に変化はない。この時、松五郎61歳妻57歳、忰25歳と娘4人（39歳28歳21歳18歳）の7人世帯である。明治に入って世帯縮小が始まる。明治2年までに、娘39歳抹消、娘28歳が多磨郡青梅村百姓重兵衛方へ奉公、娘21歳が上総国山辺郡荒生村百姓八郎兵衛方へ奉公。明治2年8月には、息子28歳大工職が麴町11丁目へ別宅、松五郎63歳妻59歳

と娘23歳の3人世帯にまで縮小した。娘23歳に高齢期を委ねることにしたのである。多摩郡や上総国という奉公先からは、高齢期を迎えた松五郎自身が世帯規模の縮小に関与したことがわかる。

要件④養子取り：養子取りには、家業継承を目的とする他に、看取りを目的とする場合がある。養子取りの要件に適合する世帯はNo.8、No.9、No.17、No.20の4世帯、このうちNo.9・No.17の目的は明快である。

No.17 [1160・久五郎] の養子取りには、家業継承、看取りの二つの目的を読み取ることができる。久五郎は大工職、妻との間に娘ばかり4人の子どもがいる。安政4年には町内に居住していたが文久2年に転出、慶応1年3月に再転入。転入後、慶応3年までに地借になる。慶応3年3月、久五郎は、25歳の長女に婿養子24歳を取る。婿養子は多摩郡幡ヶ谷村百姓俣、明治2年度人別帳には婿養子大工職金之助とあり、久五郎と同じ大工職に就いている。久五郎は、跡取りとして婿養子を取ったといえる。久五郎妻は、明治2までに他界、家族に看取られて永眠したと想像される。

No.9 [1248・伊之助] は、看取りを目的とする養子取りの変型といえる。日雇稼治平40歳方へ嫁いだ次女29歳に、長女31歳を伴って同行、治平の義父母として同居する。独り身だった治平は、妻と義父母、義姉までも扶養することになる。このケースは、治平が独身の壮年という点、越後国古志郡川崎村出生という点が肝要である。壮年ならば人となりを見定めることができ、他国出生ならば縁故に乏しい。一方の治平も、落ち着きどころを必要としているだろう。養子治平の看取りのもと、伊之助63歳妻60歳は余生を送ることになる。

伊之助のような扶養介護、看取りを目的とした養子取りは、都市下層における高齢期対策の一つといえる。塩町一丁目でも夫婦二人世帯が壮年の養子を取る事例があること、既に論じたとおりである。こうした養子取りの経緯を書いた資料もある。

塩町一丁目書役原徳兵衛は、明治以降も町内自治の一端を担い、『明治十六年原徳兵衛取扱文書控綴』を残している。区役所との間で遣り取りした書類の控えなどを綴り込んだ文書である。やや時は降るが、塩町一丁目平民煙草切職・田中金太郎が養子の徴兵免除を願い出た記録「免役願書」から養子取りの経緯を読み取ることができる。

免役願いの理由は、次のように記されている。

（申請者は）風毒（脚気）に罹患し、種々療養するも効なく、次第に身体が効かなくなったため養子を取った（「序ニ不具相成依テ、昨十五年七月中養子貰受候」）。この養子が徴兵されると、介護の当てがなく途方に暮れてしまう（徴集相成候而者、幾と当惑仕候¹⁴⁾）。だから、なんとか養子の徴兵を免除して欲しい。

金太郎が脚気に罹ったのは、明治元年3月のこと。養子が徴兵されれば介護を頼む者がいな

くなるというのだから、養子を貰い受けた時は独り身だったのだろう。高齢病身の金太郎は、介護を目的に養子を取ったといえる。一方、その養子の境遇も想像に難くない。豊かとはいえない煙草切職の介護のために養子入したところをみると、寄る辺ないものであったと思われる。豊かとはいえない金太郎の養子取りは、高齢期対策としての養子取りが一般化していたことを示唆する。

都市下層における高齢者有配偶世帯の大半は、高齢夫婦二人、あるいは高齢夫婦と未婚の子どもたちという構成である。親の扶養のため婚期を逸した子どもも多い。一方、高齢期対策として養子を求める親世代も存在する。実際、親の扶養により未婚のまま高齢化した者への救済策として、養子縁組が奨励されたといわれる¹⁵⁾。社会福祉制度が制定されていない時代、高齢夫婦と壮年の子どもとの養子縁組は、民衆による相互扶助機能の役割を担っていたと考えられる。

これまで論じてきた①から④までの4点は、高齢者が主導し、世帯構成員が協働した成果という性格がよい。対して、⑤引取りは、看取りの担い手、子ども側の働きである。

要件⑤引取り：引取りとは、一旦は親世帯から独立した子どもが、親世帯を引取ることをいう。将来の看取りを見越して、親を呼び寄せ同居する、まさに孝の実践ともいえる。この場合、引取り手である子どもは、既に世帯を構えており、そのまま世帯主を続ける。世代は変わったともいえるが、意図的な世代交代とは判じがたい。

町方住民においては、身内の者を引き取ること自体は珍しいことではない。しかし、世帯を構えた子どもが親世代を引取り、かつ、子どもによる看取りが期待されるケースは少なく、NO.11、NO.10の2世帯のみである。

NO.22 [1502・銘之助] は、旧幕臣家来の息子東次郎が、暇を取り妻子と共に転入、町内に居を構えた後に両親を迎え入れたケースで、東次郎30歳という年齢から看取りも期待される。NO.11 [1395・平次郎] は、奉公先を辞して転入した息子寅吉23歳方に、平次郎68歳と妻わか53歳夫婦に身を寄せたケースである。平次郎の年齢から、残された母親わかを寅吉が扶養する可能性が高いだろう。

要件⑥看取り：看取りは、文字通り、子どもが親を看取ったことをいう。看取りの事実を確認できた世帯数は9世帯。世帯数が少ないのは、確認するまでもなく転出してしまふからであろう。なお、NO.5 [1114・松兵衛] の [●] は、松兵衛が看取られたのではなく、松兵衛が彼の父親を看取ったことを表す。

看取りが確認できた世帯は、何件かの例外を除き、看取った後の動きを辿ることができない。看取った者が、世代交代や結婚をすることができたか、世帯を維持することができたかを追跡できないのである。例えば、NO.6 [1159・嘉兵衛] は、嘉兵衛の死後程なく転出。NO.3 [1062・平助] は、平助死後、その妻は引渡、息子は伝手を求めて同居転出。あるいは、NO. 13 [1350・

金次郎]では、金次郎亡き後、残された妻と3人娘に動きがないまま、人別帳から姿を消してしまう。要するに、看取り後、次の段階に向けて「何もしない」、もしくは「何もできない」のである。

そして、No.13 [1306・銀蔵]からは、都市下層における看取りの顛末を知ることができる。銀蔵世帯は、文久元年までに転入、日雇稼銀蔵61歳妻はる59歳と娘とみ27歳の3人世帯であった。妻と娘の出生地は豊島郡河口村、娘を連れての再婚かもしれない。文久3年、妻はるが他界、銀蔵と娘の父子世帯へ移行する。父子世帯は居住を続け、元治2年、父銀蔵は63歳、娘とみは31歳である。2年後、慶応3年度人別帳には、死失銀蔵娘賃仕事営とみ33歳と、とみ名のみが記録される。彼女は、先に母を、後に父を看取り、一人残されたのである。親の看取りのため婚期を逸した子どもの典型といえるだろう。

特筆すべき例外は、No.3 [1111・源兵衛]の源兵衛娘すゝである。すゝは、夫・源兵衛亡き後、父方に身を寄せる。源兵衛後家すゝは、娘2人を抱えた身でありながら、父と母を看取り、さらに妹二人を嫁がせ、ついには新吉原中之町に家を買求め引越する。強靱な上昇志向の持ち主である。

2.2 看取る者の保証

第二の指標〈看取る者の保証〉を検討する。看取る者の保証とは、看取る者が自身の将来を展望することができる保証である。看取る者の保証の要件には、⑦世代交代、⑧結婚の2点を設定した。検討対象は、第一の指標〈看取り〉の要件を満たした世帯である。結果は、都市下層において看取る者の保証、そして孝行の完遂がいかに至難であるかを証明することになった。

要件⑦世代交代：ここでの世代交代は、存命中に親から子への世帯主の委譲することをいう。世代交代は、親世代が築いてきた世帯を子どもに委ねることに他ならず、子どもの行く末の見通しがある程度立っていることが前提である。世代交代は、世代（家）の継承存続志向、家の連続性に対する意識の表れでもある。

子どもが世帯主に就いた世帯は、9世帯を数える。このうち親が存命中に世帯主を委譲したのは、1世帯のみである。残る8世帯の内訳は、父親の死亡後に世帯主に就いたケースが2世帯 [検証結果△]、子ども世帯が親夫婦を引き取ったケース、いわゆる「引取り」が2世帯 [検証結果●]、転入時点で子どもが世帯主であった世帯が4件 [検証結果●] である。[検証結果●]は、追跡調査中の世帯主委譲ではないことを表している。

[検証結果△] 2世帯は、No.3 [1111・源兵衛]、No.10 [1254・清助] である。No.3は、前述した源兵衛後家すゝである。No.10 [1254・清助] は、清助死亡後に息子松五郎が世帯主に就いている。

[検証結果●]のうち「引取り」2世帯は、既に論じた通りである。以下では、転入時点で子どもが世帯主であった4世帯を検証する。

4世帯のうち3世帯は、世代交代と判じてよいものか疑わしい。No.11 [1289・多十郎]、No.18 [1391・富蔵] の二世帯は、親夫婦と兄妹の4人構成で、未婚の兄が世帯主に就いている。No.11 [1289・多十郎] は、世帯主熊太郎26歳と妹12歳、父多十郎55歳母55歳の4人世帯である。元治2年までに母は他界、残された3人は身柄引渡となっている。No.18 [1391・富蔵] は、世帯主庄次郎41歳と妹30歳、父富蔵65歳母63歳の4人世帯。町内居住期間2年弱、動向追跡はかなわなかった。

この点、No.6 [1159・嘉兵衛] も同じで、世帯主徳次郎32歳が息子6歳を抱えて、父・嘉兵衛夫婦と妹と同居。嘉兵衛死後、一家は転出、動向不明である。身柄引渡、独り身の壮年など、3世帯いずれの世帯主も将来保証にはほど遠い。

残る1世帯、No.14 [1330・米吉] のみは、世代交代を果たした世帯と判じてよいだろう。[1330・米吉] は、文久2年5月転入時から、多核家族世帯である。親世帯は米吉61歳妻54歳と息子24歳、息子世帯は古道具渡世の息子38歳妻33歳と子ども6歳、親子二世帯の構成である。子ども6歳を除く5人はすべて武蔵国橋樹郡烏山村出身、烏山村時代から多核家族世帯で、世帯を挙げて江戸へ流入してきたと思われる。世帯主の息子は、古道具渡世として世帯を構えており、一応将来の見通しが立っている。

唯一、No.12 [1291・忠次郎] は、忠次郎存命中に息子に世帯主を委譲した世帯である。この時、息子棒手振辰吉は31歳、父忠次郎74歳母きよ61歳、委譲の理由は年齢に拠るところが大きいだろう。程なくして、世帯を挙げて内藤新宿栄次郎方へ同居転出した。辰吉に世帯を保持する力はなかったのである。

要するに、世代交代、すなわち存命中の父親が子どもに世帯主を委譲する事例は、委譲済みの [1330・米吉] の他には、調査対象世帯から確認することはできなかった。もちろん、子ども世帯主の親子世帯は存在するから、父親存命中の世帯主委譲は無いわけではない。しかしそれは、年齢や健康上の問題など父親の事情によるもので、きわめて稀なケースといえる。都市下層における世帯主交代は、父親が亡くなって後に子どもがその座に就く形式が一般的だったといえる。

要件⑧結婚：子ども世代の結婚は、4世帯で確認できる。このうちの2世帯、No.9 [1248・伊之助]、No.17 [1160・久五郎] は、前述の通り、養子取りによる結婚である。[1248・伊之助] は娘の嫁入りに同行して婿と同居、No.17 [1160・久五郎] は長女に婿養子を取っている。先の要件⑦世代交代の可能性があるとすれば、No.17 [1160・久五郎] であろう。大工職久五郎は、地借に階層を上げ、娘婿を大工職に就かせている。明治3年、久五郎は未だ高齢期前半の56歳、家業を継がせるべく婿養子27歳を仕込む余裕は十分にある。

残る2世帯は、町内転入時に子どもが既婚であった。そのため、検証結果は [●] である。No.22 [1502・銘之助] は、⑤引き取り、⑦世代交代にも登場する。息子夫婦世帯が、銘之助夫婦を引き取ったケースである。No.14 [1330・米吉] は、世代交代で検証した。

以上、第二の指標〈看取る者の保証〉を、⑦世代交代、⑧結婚という要件から検証した。第一の指標〈看取り〉要件を満たした世帯においてすら、世代交代、結婚を確認できた事例はごく僅かであった。その理由としては、2点を挙げることができる。第一は、〈看取り〉要件を満たした世帯の多くは、〈看取りの可能性〉に適合する世帯であり、〈看取りの事実〉を確認した世帯は少ないからである。〈看取りの可能性〉世帯には、親世代の年齢が50歳代と若く、未だ世代交代や結婚の時期に至らない世帯も含まれる。第二の理由は、追跡調査に制約があったとしても、意図的な世代交代や看取り人の結婚は至難だからである。〈看取りの事実〉を確認した世帯の子どもは、親の看取りを終えることはできたとしても、自身の将来に展望を開くまでに及ばなかったともいえる。

都市下層高齢者世帯において、親の看取りは一人ないし二人の子どもが担う。看取りの担い手はまた、働き手でもある。看取りとは、収入を得るための労働力を、介護に振り分けることを意味する。労働力の補填がなければ、其日稼ぎの収入は振り分けた分だけ減少する。その日稼ぎの都市下層にとって、看取りが経済的負担となることは否定できない。

世代交代、結婚という看取り人の保証が至難な理由は、こうした経済的問題によるところが大きいのではないだろうか。経済力は結婚を促す要因の一つである。特に、都市住民における妻帯は、労働力の増加よりも、被扶養者の増加という意味合いが大きい。増加する被扶養者に対応するだけの経済的余力がなければ、結婚は逡巡せざるをえない。日々の生活を賄うのに精一杯の其日稼ぎに、高齢者を扶養しながら、さらに妻を娶るだけの経済的余裕はあるだろうか。都市下層の高齢者世帯における看取りは、結婚の障害になりかねないのである。都市下層における看取りは子どもの未婚と引替えに成立するといえる。

3. 高齢期対策としての結婚

江戸町方家族の特質の一つは、脆弱性である。夫婦を核とする家族は、夫婦どちらか一人が欠ければ、暮らしが立ち行かなくなる。下層高齢者夫婦の状況は一層深刻で、窮民化の恐れすらある。未だ社会福祉制度が定められていない社会においては、鰥寡の身は自身で対処しなければならない。

壮年の単身者においても、事情は変わらない。親の看取りを終え、将来を保証する手立てもないまま壮年を迎えたとき、彼らもまた自身で生きる術を見出さねばならない。前述のように、壮年を迎えた子どもの救済策の一つが、養子であった。救済策は、もう一つある。すなわち、結婚である。

都市下層高齢者夫婦の調査では、年齢が重要な観点である。高齢者夫婦の結婚年齢、子どもの年齢は、看取りの可能性を左右した。調査の過程で気づいたのは、夫婦の年齢差である。年齢差10歳はおろか、20歳の夫婦もいた。いわゆる「年の差婚」である。塩町一丁目の年の差婚は、一組の例外を除いて、夫の方が高齢で、高齢の夫と年の離れた妻の組み合わせである。

年の差婚とは年齢差何歳からをいうのか、個人差もあり諸説紛々定めがたい。ちなみに、厚生労働省『人口動態統計年報』「婚姻第6表初婚年齢の年齢差別にみた婚姻件数・構成割合の年次推移」をみると、年齢差7歳以上は一括統計をとっており、夫年上7歳以上の構成割合は、ここ数年は10%以下を推移している¹⁶⁾。

ここでは、年齢差10歳以上の夫婦を「年の差夫婦」に設定し、該当世帯を抽出した。その数、25世帯。調査対象95世帯の26%超、4組に1組の割合である。厚生書の構成割合と比較しても、突出した数だといえる。年の差夫婦は珍しくないといっていよう。

ところで、前掲『明治十六年原徳兵衛取扱文書控綴』に、「一戸ヲ廢シ他江縁組願」がある。塩町一丁目平民榎本金太郎方同居・同人妹平民榎本はな（安政2年5月6日生）が、当時の東京府知事に提出した書類である。

右申候、私義赤貧ニシテ一戸維持難致候間、今般親族協議之上、一戸ヲ廢シ、埼玉縣下秩父郡横瀬村百廿八番地平民加藤久四郎妻ニ、長女かつ連子致シ参度、私家名之義ハ、追テ相応之者貰受相続為致候間、此段親類連署ヲ以奉願候也¹⁷⁾

書類は、廃家願いである。提出の経緯は、以下の通り。

榎本はな26歳は、幼い娘を抱えて赤貧に窮し、もはや世帯を持ち堪えることかなわなくなった。そこで、親族が協議した結果、自分の世帯を廃して、秩父郡横瀬村の加藤久四郎方へ娘を連れて嫁に行くことにした。後日、家名は相応しい者に相続させるので、今般の廃家を認めて欲しい。

はなの親族は、はな母子の窮状を救うため、廃家して他家に入る方策を取り決める。この親族が立てた方策、つまり寡婦の嫁入りは、年の差婚の理由を示唆している。すなわち、生活手段を得るための結婚である。

年の差婚では、組み合わせの大半が年上の夫と年下の妻である。女性が年上の男性に嫁したとみるのが常識的だろう。子どもを抱えた鰥夫、単身高齢男性にとって、身の回りの世話を任せる女手は是非とも必要である。この女手は、子連れの寡婦、あるいは壮年単身女性にとっては、生活手段になりうる。これといった生活手段を持たない寄る辺のない女性が、生きるための術として、年上の男性に嫁いだのではないだろうか。とするならば、年の差婚は、寡婦や壮年単身女性にとって、一つの救済策となった可能性がある。塩町一丁目の年の差夫婦を検証しよう。

【表4】は、年の差夫婦25世帯一覧である。事項「年度」は人別帳に登場した年度、「年齢」は登場した年の年齢である。「型」は、夫婦の組み合わせである。

夫婦の組み合わせは、3つに分類される。Ⅰは、夫婦のどちらか一方、あるいは両方が子持ちで結婚したパターン、いわゆる子連れ再婚である。Ⅱは、独り身同士の結婚。Ⅲは、一家を挙げて他国から江戸に転入した世帯。Ⅳは、出身地で結婚したことになるから、検討対象から

【表4】年齢差10歳以上の夫婦

型	NO	年度	家番号	名前	年齢	生国	職業	息子・年齢 娘・年齢	世帯動向
I	23	安4	1060	清吉	70	武蔵国荏原郡	日雇稼	32	文久3：帰郷 元治2：再転入後、転出
				はつ	55	相模国高座郡		36、22	
I	24	文1	1226	清助	61	越後国魚沼郡	日雇稼		文久1：文久1までに転入 元治2：娘の記録、抹消。閏5月、転出
				ひて	45	江戸		19	
I	26	文1	1235	伊勢松	54	相模国大住村	紙渡世	13	文久1：6月転出 元治2：再転入、明治2までに転出
				はな	38	江戸		10	
I	27	文1	1312	平次郎	63	武蔵国橋本郡	大工職	19	文久1：同年中に転出
				りん	49	武蔵国新座郡		27、16、9	
I	28	文3	1365	定助	58	江戸	合羽職	28	文久3：娘22歳、奉公住 慶応3：2月、息子28歳引取り。4月、定助死亡。9月、娘養女遣り 慶応4：3月、りきと息子、知人方へ同居
				りき	44	江戸		22、7	
I	29	元2	1374	長助	53	下総国香取郡	日雇稼	11	慶応2：2月、妻しか、離婚。息子引き連れ、再婚 長助、行方不明
				しか	35	豊島郡雑司ヶ谷村			
I	30	元2	1415	五郎兵衛	51	江戸	百姓宿	7、2	慶応2：3月、転入（長吉なつ夫婦同行） 明治2までに、五郎兵衛死亡、息子11歳が五郎兵衛襲名、名前人就任 明治2：世帯主五郎兵衛11歳+母るい41歳と子ども2人の母子世帯
				るい	37	豊島郡内藤新宿		4	
I	31	慶3	1465	孫兵衛	63	阿波国名西郡	紙渡世	24	慶応4：4月、横浜元町知人方へ同居
				こう	51	江戸		30	
I	32	慶3	1468	幸次郎	46	江戸	*娶結職桑次 郎方同居	32	慶応3までに同居転入、明治2までに転出
				いね	60	江戸		20	
I	33	慶3	1444	市郎兵衛	58	多摩郡八王子宿	記録なし	21、7	慶応3：息子21歳、奉公住。市兵衛58歳さく36歳と子ども2人(7歳・4歳)世帯 明治2までに転出
				きく	36	相模国大住村		4	
I	34	慶3	1451	重五郎	60	江戸	日雇稼	20、14	慶応3：慶応3までに、重五郎転入 8月、後家きよ50歳、息子2人引き連れ嫁入 9月、きよ離縁、里方へ引渡し。息子、消息不明
				きよ	50	江戸			
I	35	慶3	1463	吉兵衛	70	江戸	棒手振		慶応4：3月転入、明治2までに転出
				たつ	49	江戸		36、11	
I	36	明2	1481	金次郎	54	東京四谷御筆筋町	左官職		明治2：明治2までに転入 8月、転出
				つる	32	東京坂本町		26	
I	37	明2	1519	林蔵	61	多摩郡熊川村	小切渡世		明治2：明治2までに転入
				まさ	41	相模国高座郡		14	
I	38	明2	1527	梅之進	66	武蔵国幡羅郡	時物売	23	明治2：明治2までに転入
				そよ	50	東京牛込			
I	39	明2	1539	吉兵衛	72	常陸国鹿島郡	日雇稼		明治2：明治2までに転入、離縁引渡の娘と孫が同居
				たつ	50	東京麻布谷町		37	
II	40	文1	1258	豊吉	74	甲斐国巨摩郡	古道具渡世		文久1：日雇稼政吉方同居。8月、別宅転出 文久2：豊吉後家賃仕事かねとして転入、文久3まで居住確認
				かね	44	江戸			
II	41	文2	1332	岩五郎	77	中山道熊谷宿	日雇稼		文久2：11月、転入 文久3：4月、熊谷宿へ帰郷。11月、岩五郎後家賃仕事かねとして転入 慶応3まで居住確認
				かね	36	江戸			
II	42	元2	1390	清次郎	56	江戸	鋳物師		元治2：元治2までに転入。慶応3までに転出
				いね	42	豊島郡池袋村			
II	43	元2	1415	長吉	66	上総国周淮郡	*百姓宿・五 郎兵衛方同 居		慶応2：3月、百姓宿五郎兵衛が転入時に同行。明治2までに転出
				さき	47	江戸			
II	44	明2	1484	利助	52	多摩郡日野宿	小切渡世		明治2：明治2までに転入
				ふさ	36	越前国大野郡			
II	45	明2	1524	正作	54	常陸国河内郡	古本渡世		文久1：こと、越後国魚沼郡十日町村出生・日雇稼清助61歳娘として居住 同年1月、転出 明治2：正作・こと夫婦として転入
				こと	38	東京四谷塩町1丁目			
III	46	文1	1234	糸吉	54	武蔵国高麗郡	日雇稼		一家3人、武蔵国高麗郡より江戸転入 文久1：文久1までに町内転入。8月、転出
				いそ	45	武蔵国高麗郡		10	
III	47	文1	1243	専蔵	60	上総国長柄郡	八百屋	23	一家4人、上総国長柄郡より江戸転入 文久1：文久1までに町内転入 文久2：2月、転出
				かね	49	上総国長柄郡		17	
III	48	元2	1394	平吉	50	上総国山辺郡	日雇稼→ 棒手振		元治2：上総国山辺郡上和田村から人別送状を持参して転入 慶応3：棒手振に職種変更。明治2までに転出
				まさ	36	上総国山辺郡			

外してもよからう。

Iは、子連れ再婚グループである。子どもの年齢、異動記録から結婚時の状況がわかる世帯がある。例えば、No.33 [1444・市郎兵衛] では、市郎兵衛58歳と息子21歳方に、きく36歳が子ども2人（7歳・4歳）を連れて嫁いでいる。結婚直後、息子は奉公に出、市郎兵衛夫婦と子ども2人の世帯、つまり58歳の市郎兵衛が妻と子ども2人を扶養することになる。また、No.36 [1481・金次郎] では、金次郎54歳と息子26歳の世帯に、つる32歳が嫁いでいる。

Iグループの世帯構成からは、子連れの寡婦や壮年単身女性が、相手が年上であることを承知のうえで、結婚したことがわかる。ここでいう承知とは、子供の養育、世帯の世話、そして、さほど遠くない将来に訪れるであろう夫の看取りを任うことである。さらに、注目すべきは夫の職業で、多くはその日稼ぎの雑業で、頻繁な移動を特徴とする。新しい世帯を構え、今後に備える余裕は期待できないだろう。再び寡婦になったとき、路頭に迷いかねないのである。このように将来の展望は期待薄としても、今を生きるために結婚したのだと思われる。こうした事情からだろうが、No.29 [1374・長助] の妻しか、No.34 [1451・重五郎] の妻きよのように、結婚直後に離婚した事例もある。

一方、男性にとっても、結婚はそれほど容易いものではなからう。結婚は妻や子どもの扶養を引き受けることであり、その日稼ぎの高齢者にとって経済的負担は大きい。それでも敢えて結婚したのは、高齢期の鰥夫にとって身の回りの世話や介護と看取りの担い手が必要だったのであろう。年の差婚は、男女それぞれにとって相互扶助的役割を果たしていたといえる。

IIは、独り者同士の結婚グループである。このグループ7世帯のなかには、夫婦の年齢が比較的若い世帯が3組いる。No.42、No.45、No.46である。No.42 [1390・清次郎] は鋳物師・清次郎56歳いね42歳、No.44 [1484・利助] は小切渡世・利助52歳ふさ36歳、No.45 [1524・正作] は古本渡世・正作54歳妻こと38歳の3世帯である。取り分け、利助世帯と正作世帯は、50歳代前半の夫と30歳代の妻、古本渡世という正業に就いている。晩婚とはいえ、世帯を構える目的での結婚と思われる。

残る4世帯は、高齢期後半の夫と20歳以上年下の妻との夫婦である。このケースでは、夫側の結婚の目的は、介護と看取りであろう。事実、No.40 [1528・豊吉] では豊吉74歳の死亡、No.41 [1332・岩五郎] では77歳の岩五郎の死亡を確認できる。男性にとって結婚は、介護を目的とした養子取りに近いものだったのではなからうか。残された妻は、町内で生活を続けており、結婚は次の人生への足掛かりのようにすら思われる。この結婚にも、グループIと同様に、介護と看取りを必要とする男性と、生活の場を必要とする女性との相互扶助的性格と認めることができる。

以上、年の差結婚の事例を検証した。寡婦や壮年期の単身女性にとって、高齢男性との結婚は、今を生きる手段の確保であり、救済策という意味を持つ。それは、高齢期の男性とでも同様で、女手を必要とする者の救済策でもある。問題は、女性にとって結婚が、介護や看取りを覚悟の上でしなければならない生きる術となっている点である。寡婦や壮年期の単身女性に

おける結婚の意義は、自分の将来を開拓する道ではなく、自身の性に依存する女手を使った生活手段であったといえる。

結論

幕末維新期の都市下層における高齢期対策を、孝行と結婚という二つの観点から考察した。都市下層にとって、親の介護と看取りという孝行は、看取り人の将来と引き替えにするほどの相当な負担であった。

もちろん都市下層のなかには、自らの世帯を築き、自らの力で高齢期対策を講ずる世帯も存在した。しかし、高齢期対策の実践には、強靱な意志や上昇志向が必要であり、誰にでもかなうものではない。おそらく、多くの人にとって、何もしない・何もできないままに高齢期が過ぎていったのではないだろうか。

人別帳は、人口調査の記録である。そこに記された家族形態の移行や家族構成員の動向から読み取ることができるのは、高齢期対策やその実践に向けた構成員の動きである。つまり、市井の住民の動きを知ることができるが、その動きに込められた思いを知ることまではできない。都市下層において高齢期はどのように意識されていたのだろうか、看取りのモチベーションはどこにあったのだろうか。資料の限界を認識しつつ、高齢期研究を進めていきたい。

【注】

- 1) 扶養における自己完結の原理に関しては、拙稿「十八世紀後半の孝道徳—「孝子伝」における孝行者—」（『目白大学人文学研究』第7号、2011）に詳述した。人別帳データベースの分析結果による。詳細は、以下の拙稿を参照されたい。「幕末・維新期における江戸町方住民の実態—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第5号、2009）、「幕末維新期の江戸における家族世帯の構造—「麹町十二丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第12号、2015）、同「幕末維新期における四谷伝馬町新一丁目」（『目白大学人文学研究』第13号、2016）
- 2) 詳細は、以下の拙稿を参照されたい。「幕末・維新期における江戸町方住民の実態—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第5号、2009）、「幕末維新期の江戸における家族世帯の構造—「麹町十二丁目人別帳」を史料にして—」（『目白大学総合科学研究』第12号、2015）、同「幕末維新期における四谷伝馬町新一丁目」（『目白大学人文学研究』第13号、2016）
- 3) 早川2018a：「江戸町方社会における高齢者の行方—四谷塩町一丁目人別帳データベース分析—」（『目白大学人文学研究』第13号、2018）、早川2018b：「幕末維新期の江戸町方住民における孝行と自己意識」（『民衆史研究』第98号、2018）
- 4) 早川2018b、拙稿「十八世紀前中期の都市家族における主体形成」（『目白大学人文学研究』第9号、2013）による。
- 5) 新村拓『老いと看取りの社会史』法政大学出版局、1991、p.11
- 6) 菅原憲二「老人と子ども」（『岩波書店日本通史第13巻』岩波書店、1994。浜野潔『近世京都の歴

- 史人口学研究—都市町人の社会構造を読む— 慶応大学出版会、2007など。
- 7) E. A. ハメル—P. ラスレットが考案した家族分類法で、夫婦世帯を基本ユニットとし、5つの家族類型とその下位分類を設定する。E. A. ハメル—P. ラスレット「世帯構造とは何か」(速見融編『歴史人口学と家族史』、藤原書店、2003) 所収
 - 8) 類型4の典型は、一人親と子供夫婦との同居であるが、高齢夫婦とその一人親との同居はきわめて稀である。
 - 9) 一人親と未婚の子どもたちの世帯は、父親と子供たち(3c)、母親と子供たち(3d)に分類される。世帯主には、3cは父親(3cb)、3dは子ども(3da)が就くことが一般的である。
 - 10) 早川2018a
 - 11) 早川2018b
 - 12) 看取り人の子どもが、夫婦どちらかの実子の場合である。ただし、看取りを目的で養子をとる場合も、31歳以上のケースが多い。
 - 13) 安政4年4月在住世帯182世帯のうち、明治4年3月まで継続居住した世帯は43世帯(含、分家3世帯)、およそ8割の世帯が移動したことになる。拙稿「教訓科往来物の読者像—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学文学・言語学研究第3号』2007)を参照されたい。
 - 14) 「原徳兵衛取扱文書控綴」(江戸東京博物館都市歴史研究室編『江戸東京博物館史料集6・四谷塩町一丁目書役徳兵衛日録』東京都江戸東京博物館、2003年)、p.151。
 - 15) 柳谷慶子『江戸時代の老いと看取り』山川出版社、2001、妻鹿敦子『近世の家族と女性—善事褒賞の研究—』誠文堂出版、2008など。
 - 16) 厚生労働省『人口動態統計年報』<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii09/index.html> (2020年10月10日閲覧)
 - 17) 「原徳兵衛取扱文書控綴」(江戸東京博物館都市歴史研究室編『江戸東京博物館史料集6・四谷塩町一丁目書役徳兵衛日録』東京都江戸東京博物館、2003年)、p.151。

(令和2年10月12日受理)

【別表1】孝養基準該当 高齢者有配偶世帯

No	年度	家番号	名前	生年	最終年齢	年齢	子年齢	家族	職業	生国	世帯動向	年齢	継続	縮小	養子	引取	看取	世代	結婚									
1	安4	1016	松五郎	安4	明3	63	娘	3bb	日雇稼	江戸	安41：名前人松五郎夫婦と未婚の姉2人松五郎15歳と娘1人松五郎29歳17歳11歳8歳 安42：文久11までに、仲25歳別除 安43：世帯構成変化なし。名前人松五郎57歳妻58歳と未婚の姉21歳と未婚（or不明）の娘4人松五郎24歳17歳14歳 元治2：世帯構成変化なし。名前人松五郎59歳妻56歳と未婚の姉23歳と娘4人松五郎26歳19歳16歳 元治3：世帯構成変化なし。名前人松五郎61歳妻57歳と未婚の姉25歳と娘5人松五郎29歳21歳18歳 明治2：明治2までに、娘39歳抹消。娘29歳が武蔵国多摩郡西荻村百重住重吉方へ奉公住。娘23歳が上総国山辺郡新井村百重住重吉方へ奉公住。名前人松五郎夫婦と娘1人松五郎1人の4人世帯。8月、仲28歳大工職が廻り111丁目へ別宅 明治3：名前人松五郎64歳・妻60歳と未婚の娘23歳の3人世帯	△	○	○														
2	安4	1038	鎌吉	安4	明3	56	伴	3bb	大工職	江戸	安41：鎌吉49歳・はる50歳+仲2人松五郎21歳・14歳。前年1860年3月より、仲勝五郎16歳(奉公住) 元治2：鎌吉51歳・はる54歳と仲勝五郎18歳(奉公住) 明治2：鎌吉55歳・はる60歳と仲勝五郎23歳(奉公住) 明治3：鎌吉56歳・はる61歳と仲勝五郎24歳(奉公住)	△	○															
3	安4	1062	平助	安4	安4	53	伴	3bb	駕籠屋	甲斐国	安41：名前人平助夫婦と未婚の姉27歳の3人世帯。佐兵衛玉婿(続柄不明)同居 安42：安4年4月中、名前人平助と同居人佐兵衛妻と、死亡 4月中、平助妻はる井伊下屋敷平三郎方へ引越。閏5月7日、仲麻布今井町惣吉方へ同居 甲斐国	○																
4	安4	1111	源兵衛	安4	安4	68	娘	3cb	炭渡世→賃仕事	紀伊国	安41：名前人源兵衛68歳でつ66歳と未婚の娘18歳+娘32歳後家す・32歳と孫娘9歳(3d) 23歳+娘36歳と孫娘13歳 元治2：元治2までに、名前人源兵衛後家てつ賃仕事60歳が名前人。娘いわ30歳転入。名前人源兵衛娘す・39歳賃仕事と娘16歳+妹33歳77歳 元治3：名前人源兵衛娘・横兵衛後家す・41歳賃仕事と娘18歳+未婚の妹35歳77歳 明治2：明治2までに、未婚の姉2人桂道、す・娘14歳 転入。名前人横兵衛後家す・と娘2人19歳14歳 9月、新吉原中之町徳兵衛差配地内に家作買求め引越	○	○	○	○	△												
5	安4	1144	松兵衛	安4	明3	52	伴	3bb	大工職	相模国	安41：名前人は、仲松五郎39歳。妻38歳との間に未婚の2男2女+父、惣兵衛65歳の孫大家族…明治2まで調査対象該当せず。松五郎夫婦相模国大住郡須賀村出生。世帯ごと流入9文久1：文久1中、惣兵衛死亡。娘20歳嫁付転出 安42：閏8月娘17歳死亡。名前人松五郎49歳妻32歳と未婚の姉3人11歳9歳6歳 安43：名前人松五郎改め松兵衛44歳妻43歳と未婚の姉3人11歳9歳6歳 元治2：世帯構成変化なし。名前人松兵衛46歳妻45歳と未婚の姉3人13歳10歳8歳 元治3：慶長53までに、仲8歳別除。名前人松兵衛48歳妻47歳と仲2人15歳12歳 明治2：名前人松兵衛51歳妻50歳と仲17歳15歳。15歳国太郎 廻り15丁目五郎兵衛方へ奉公中。 明治3：世帯構成変化なし。名前人松兵衛52歳妻51歳と仲2人18歳、16歳は奉公中	○	○															
6	安4	1159	嘉兵衛	安4	文1	69	伴	5a	*詐渡世	江戸	安41：名前人は、仲徳次郎32歳。徳次郎と仲謙十嘉兵衛65歳が364歳と娘33歳 文久1：徳次郎36歳と仲10歳+嘉兵衛69歳が348歳と娘33歳。12月、嘉兵衛病死。文久2年2月、較河藤へ引越	○																
7	文1	1161	松五郎	安4	明3	54	伴	3bb	土方→高日雇	埼玉郡	安41：松五郎42歳・みゑ46歳と定吉14歳・林之助11歳→分析対象該当せず。同年中、定吉死亡 文久2：明治2まで変更なし 文久3：松五郎45歳・みゑ50歳と定吉15歳 明治2：松五郎53歳・みゑ58歳と林之助22歳。職業、土方から高日雇・梅屋松五郎に変更 明治3：54歳・みゑ59歳と林之助23歳	△	○															
8	文1	1226	勘次郎	安4	慶3	61	伴	4b	料理人	尾張国	安41：佐吉55歳・たき51歳夫婦と子ども3人(彦次郎39・娘とく35・きせ16)彦次郎ととく、養子7 文久3：文久4年2月、日雇稼為吉30と弟吉吉19が同居転入 元治2：元治2までに、為吉兄弟の継柄、佐吉伴に変更。佐吉59歳・たき59歳と子ども5人(仲彦次郎43・とく38・きせ20・為吉32・若吉19) 慶長33までに、娘とく・仲為吉、抹消。佐吉61歳・たき61歳と子ども3人(彦次郎45・きせ22・岩吉23) 同年中、妻たき死亡。佐吉と子ども3人世帯に移行 明治2：明治2までに、佐吉世帯抹消	○	○	○	△													

観点① 観点② 観点③ 観点④ 観点⑤ 観点⑥ 観点⑦ 観点⑧

9	文1	1248	伊之助 まつ	文1 元2	63 60 44	婿	5a *日雇稼	江戸	江戸	文1: 名前人・日雇稼清平40歳(越後古志郡川崎村出生)方へ、11月中に嫁入した娘こう29歳の父母。こう姉さん31歳も同姓。娘婿名前人治平40歳・妻こう29歳・こう女伊之助59歳・母まつ56歳と娘1人31歳の多家族世帯 文2: 文久2までに、治平身歿7歳で転入、同母が出生 娘婿名前人治平41歳・妻こう30歳・子ども2人と女伊之助60歳・母まつ57歳と娘32歳の多家族世帯 元治2: 伊之助娘さん35歳、渋谷吉益町吉次郎家にて縁付転出。娘婿名前人治平44歳・こう33歳と子ども2人(仲10・4) + 女伊之助63歳・母まつ60歳の多家族世帯 慶応3: 記録なし	○	○	○	○	○	○
10	文1	1254	清助 そめ	文1 元2	67 60 39	伴	4c 豆腐渡世	江戸	江戸	文1: 清助65歳・そめ58歳・婿松五郎55歳の親子世帯にイトコがね43歳が同居 文2: 清助67歳・そめ58歳・婿松五郎37歳とイトコ45歳 ■文久3中、清助死亡、松五郎が名前人世帯 ■名前人・松五郎37歳と母そめ58歳の母子世帯にイトコ45歳が同居に移行 元治2: 元治2までに、地借に変更。名前人松五郎39歳と母そめ60歳の親子世帯にイトコ47歳が同居 ■6月、神田線治町2丁目へ引越転出	○	○	○	○	△	
11	文1	1289	多十郎 つる	文1 元2	59 57 30	伴	3ca *古道具屋	江戸	江戸	文1: 文久2年3月、交徳寺代地より引越転入 ■名前人・仲・熊太郎26歳と妹12歳と父多十郎55歳・母つる55歳の家族世帯 文2: 名前人・仲・熊次郎28歳と妹15歳と父多十郎57歳・母つる57歳 元治2: 元治2までに、母つる採活。名前人・仲・熊次郎30歳と妹15歳と父多十郎59歳の父子世帯へ移行 ■元治3年3月、浅草寺地中智光院地借御蔵店番三郎方へ引渡転出	○	○	○	○	●	
12	文1	1291	忠次郎 きよ	文1 元2	74 61 31	伴	3bc 棒手振	江戸 豊島郡	江戸	文1: 9月、四谷御霊前町より引越転入。忠次郎73歳と母入辰吉30歳の家族世帯 文2: 文久2までに、仲辰吉に名前人入妻。名前人辰吉棒手振31才と父忠次郎74歳母きよ61歳。12月、内藤新宿栄次郎方へ同居転出(居住期間、15ヶ月弱)	○	○	○	○	○	
13	文1	1306	銀藏 はる	文1 元2	65 61 31	娘	3cb 日雇稼	江戸	江戸	文1: 娘銀61歳・はる59歳と娘1人とみみの家族世帯。妻はる・娘とみみの出生時は豊島郡河口村、はる親娘と再婚 文2: 娘銀63歳・はる61歳とみ99歳。同年中、はる死亡。銀藏とみみの父子世帯へ移行 元治2: 娘銀66歳と娘とみ91歳の父子世帯 慶応3: 慶応3までに、銀藏死亡。名前人・死失銀藏娘責任仕事とみ33歳の単身世帯 明治2: 明治2までに、採活	○	○	○	○	○	
14	文2	1330	米吉 やを	文2 元2	62 54 38	伴	5a *古道具渡世	橋樹郡	橋樹郡	文1: 9月、堀町7丁目から転入。名前人・仲・古道具渡世庄助57歳・いま33歳と伴6歳と父米吉61歳・母やを54歳と伴(弟)孫四郎24歳の多家族世帯 ■伴を除く5人の出生地橋樹郡島山村、世帯ごと転入 ■9月、庄助兼いま病死 文2: 名前人・仲・古道具渡世庄助38歳と伴7歳と父米吉62歳・母やを54歳と伴(弟)孫四郎25歳の多家族世帯 元治2: 記録なし	○	○	○	○	●	
15	文3	1350	金次郎 かね	文3 明2	56 61 27	娘	3cb 船売→賃仕事	江戸 江戸	江戸	文1: 文久4年3月、堀町7丁目より引越転入。金次郎54歳と娘3人(21・18・15) 元治2: 金次郎56歳・ね57歳と娘3人(23・20・7) 慶応3: 慶応3までに、金次郎死亡。名前人・金次郎後家賃仕事かね58歳と娘3人(25・22・19)の母子世帯へ移行 明治2: 名前人・金次郎後家賃仕事かね61歳と娘3人(27・24・21)の母子世帯。明治5年2月、四谷坂町へ転出	○	○	○	○	○	
16	元2	1030	清吉 みき	安4 明3	55 56 16	娘	3bb 日雇稼→雑菓子商	江戸	江戸	安4: 名前人・日雇稼清吉41歳と二人の娘(とら21・とり4)とてう弟辰五郎38歳が同居…元治2まで圃菴芥象該当せず 文1: 名前人・日雇稼清吉46歳と二人の娘(とら26・とり9)とてう弟辰五郎43歳が同居 元治2: 名前人・日雇稼清吉49歳とてう50歳と二人の娘(とら29・とり11)とてう弟辰五郎46歳が同居 慶応3: 名前人・日雇稼清吉51歳とてう38歳と二人の娘(とら31・とり13)とてう弟辰五郎49歳が同居 明治2: 明治2までに、娘とら、てう弟辰五郎、前除。名前人・日雇稼清吉54歳とてう56歳と娘ととり16歳の家族世帯 明治5: 圃菴・雑菓子商に変更。名前人・雑菓子商清吉55歳とてう56歳と娘ととり16歳の家族世帯	○	○	○	○	○	
17	元2	1160	久五郎 よの	元2 元2	56 42 27	婿	5a 大工職	越後国	越後国	安4: 久五郎44歳・よの32歳と3人の娘。文久2年2月転出 元治2: 3月、再転入。久五郎51歳・よの40歳と4人の娘(いづく23・ひさ20・はな12・たか11) 慶応3: 慶応3までに、地借。3月、多摩郡橋ヶ谷村百姓伴金之助24歳を娘いづく25歳の婿業子取 久五郎55歳・よの42歳と娘3人(ひさ22・はな14・たか13)と娘いづく25歳の多家族世帯 明治2: 明治2までに、妻よの、娘ひさを採活。孫きよ誕生。久五郎55歳と2人の娘(はな16・たか14)と婿業子六工職金之助26歳・いづく27歳の多家族世帯。孫きよ、病死 明治3: 久五郎56歳と2人の娘(はな17・たか15)と婿業子六工職金之助27歳・いづく28歳夫婦の多家族世帯 元治2: 名前人・婿業師庄次郎41歳(婿朝経録不明)と妹つる30歳と父軍蔵65歳・母かね63歳の家族世帯 慶応3: 記録なし	○	○	○	○	○	○
18	元2	1391	富藏 かね	元2 元2	65 63 41	伴	3bb *柄巻師	江戸 江戸	江戸	元治2: 名前人・柄巻師庄次郎41歳(婿朝経録不明)と妹つる30歳と父軍蔵65歳・母かね63歳の家族世帯 慶応3: 記録なし	○	○	○	○	●	

